

医工連携コーディネータの紹介に係る費用

医工連携コーディネータ協議会

1. コーディネート依頼のメールへの送付

コーディネーター依頼者が自身でコーディネーター依頼内容等を記載し、事務局（医工連携推進機構）に依頼。事務局がコーディネーターへメールにて依頼内容を送付し、回答を依頼する場合

相談料：無料

2. コーディネート依頼文章の作成サポート等

コーディネーター依頼者と事務局が面談の上、効率的なコーディネーター依頼文章の記載方法等を事務局がアドバイス（複数回のアドバイスも含む）した上でコーディネーターへメールにて依頼内容を送付し、回答を依頼する場合

(1) コーディネーターとの間で実質的な連携が開始された場合

1) コーディネート開始時

コーディネーターから回答があり、コーディネーターとの会合を持つことなどを経て、開発の開始や開発の方向性等についてアドバイスをもらうなどの「実質的な進展」があった場合

相談料：依頼者から事務局に費用として5万円徴収
(コーディネーターの回答件数にかかわらず)

2) 事業化時点

コーディネーターによるコーディネートの結果、事業化に至った場合

相談料：該当製品等の売上の2%
(対象期間、具体的な契約内容等については協議の上、決定)

(2) コーディネーターとの間で実質的な連携がなかった場合

コーディネーター依頼文章をメールした結果、コーディネーターから返答があったが具体的なアドバイスまでに至らなかった場合や、コーディネーターから単なるアドバイスなどの簡単な情報提供のみがあった等（返答のない場合も含む）

相談料：依頼者から事務局に手数料として5,000円徴収